

## 人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準

### 1 実施事項

適正な入札が阻害されると認められる一定の人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、下記2に掲げる人的関係の基準に該当するときは、下記4に掲げる取り扱いとする。

### 2 人的関係の基準

#### (1) 人的関係

次のいずれかに該当する2者以上の関係

ア 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

イ 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は、含まない。

#### (2) その他の関係

上記と同視しうる人的関係があると認められる場合

### 3 公告等への記載

基準に該当する複数の者の入札は無効とする旨を、公告及び入札説明書に記載し、入札に関する条件として明示するものとする。

### 4 人的関係の基準に該当する場合の取り扱い

#### (1) 入札無効等に関する取り扱い

基準に該当する複数の者の入札は、浜松市契約規則第13条第8号の規定に基づき、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当することが判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならないものとする。

共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1企業体のみが入札参加とする(人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

#### (2) 資格停止に関する取り扱い

上記3に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した人的関係に該当する者については、入札参加資格停止の対象とすることができる。

### 5 人的関係の基準に関する届出

上記2に該当し、入札参加資格審査申請を行う者は、入札参加資格審査申請書とともに人的関係に関する申告書(別紙 様式9)を提出しなければならない。

また、当該届出内容に変更(新規該当、非該当、届出内容の変更)が生じたときは、変更後速やかに、人的関係に関する申告書(別紙 様式9)を提出しなければならない。

### 6 人的関係に関する情報の取り扱いについて

(1) 有資格者から、自らの入札参加資格に関し、人的関係としての該当・取り扱い状況について、

照会があった場合は、当該者に関係する部分についてのみ、情報を開示するものとする。

(2) 人的関係の情報は、各発注者の入札執行事務等に供するものとする。

### 7 留意事項

入札参加者が基準に該当する場合に、基準に抵触しないようにする目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取るとは、浜松市建設工事等一般競争入札心得第6条、浜松市物品購入等の入札執行について(入札心得)第5条及び浜松市業務委託等の入札執行について(入札心得)第5条の規定に抵触するものでないことに留意すること。

### 8 摘要

この基準は平成25年4月1日以降に公告等を行う入札から適用する。

この基準は平成31年4月1日以降に公告等を行う入札から適用する。